

区分(注)	氏名	フリガナ	職名
1号	村田 達哉	ムラタ タツヤ	近畿管区警察局長
	竹中 一人	タケナカ カズヒト	近畿管区行政評価局長
	野水 学	ノミズ ガク	近畿総合通信局長
	坂口 和家男	サカグチ ワカオ	近畿財務局長
	高倉 俊二	ダカイクラ シュンジ	近畿厚生局長
	高橋 秀誠	タカハシ ヒデノリ	大阪労働局長
	志知 雄一	シチ ユウイチ	近畿農政局長
	上口 直紀	カミグチ ナオキ	近畿中国森林管理局長
	信谷 和重	ノブタニ カズシゲ	近畿経済産業局長
	苦瓜 作	ニガウリ サク	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長
	齋藤 博之	サイツウ ヒロユキ	近畿地方整備局長
	金井 昭彦	カナイ アキヒコ	近畿運輸局長
	塩田 昌弘	シオタ マサヒロ	大阪航空局長
	田中 宏明	タナカ ヒロアキ	近畿地方測量部長
	東田 進也	ツカダ シンヤ	大阪管区気象台長
	宮本 勝通	ミヤモト カツユキ	第五管区海上保安本部 大阪海上保安監部長
	伊藤 賢利	イトウ カツトシ	近畿地方環境事務所長
	丸山 幹夫	マルヤマ ミキオ	近畿中部防衛局長
2号	佐藤 真	サトウ マコト	陸上自衛隊第3師団長
3号	水野 達朗	ミズノ タツロウ	大阪府教育委員会教育長
4号	岩下 剛	イワシタ ツヨシ	大阪府警察本部長
5号	森岡 武一	モリオカ タケカズ	大阪府副知事
	奥平 薫	オクヒラ カオル	大阪府危機管理監
	美馬 一浩	ミマ カズヒロ	大阪府都市整備部長
6号	横山 英幸	ヨコヤマ ヒデユキ	大阪市長
	永藤 英機	ナガフジ ヒデキ	堺市長
	濱田 剛史	ハマダ タケシ	大阪市市長会 会長
	藤原 敏司	フジハラ トシジ	大阪府町村長会 会長
	橋口 博之	ハシグチ ヒロユキ	大阪市消防局長
	新子 哲也	アタラシ テツヤ	堺市消防局長
7号	三戸 雅文	ミト マサフミ	独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長
	正木 一博	マサキ カズヒロ	日本銀行 理事・大阪支店長
	西野 栄次	ニシノ エイジ	日本赤十字社 大阪府支部事務局長
	平 匠子	タイラ ショウコ	日本放送協会 大阪放送局長
	安達 雅人	アダチ マサト	西日本高速道路株式会社 関西支社長
	宮口 智樹	ミヤグチ トモキ	阪神高速道路株式会社 常務執行役員
	春名 史久	ハルナ フミヒサ	新関西国際空港株式会社 総務部長
	高須 優子	タカス ユウコ	西日本旅客鉄道株式会社 阪奈支社長
	鶴田 祐司	ツルタ ユウジ	NTT西日本株式会社 執行役員関西支店長
	三苦 優理	ミトマ ノリマサ	日本郵便株式会社 常務執行役員近畿支社長
	西浦 克敏	ニシウラ カツトシ	大阪ガスネットワーク株式会社 供給指令部長
	上内 幸治	ウエウチ コウジ	日本通運株式会社 大阪支店 部長
	北島 哲也	キタジマ テツヤ	関西電力送配電株式会社 地域コミュニケーション部長
	田中 秀明	タナカ ヒデアキ	KDDI株式会社 関西總支社 関西管理部長
	北島 政夫	キタジマ マサオ	大阪府土地改良事業団体連合会 会長
	南條 正幸	ナンジョウ マサユキ	関西鉄道協会 専務理事
	加納 康至	カノウ ヤスシ	一般社団法人大阪府医師会 会長
	深田 拓司	フカタ ヒロツカ	一般社団法人大阪府歯科医師会 会長
	乾 英夫	イヌイ ヒデオ	一般社団法人大阪府薬剤師会 会長
	北野 竹次	キタノ タケジ	公益財団法人大阪府消防協会 会長
	柴谷 真理子	シバタニ マリコ	関西テレビ放送株式会社 報道情報局長
	上野 慶子	ウエノ ケイコ	株式会社ラジオ大阪 取締役
	坂田 喜信	サカタ ヨシノブ	一般社団法人大阪府トラック協会 会長
	橋本 正司	ハシモト マサシ	大阪広域水道企業団 副企業長
	弘川 摩子	ヒロカワ マコ	公益社団法人大阪府看護協会 会長
8号	河田 恵昭	カワタ ヨシアキ	関西大学社会安全研究センター長 特別任命教授
	阪本 真由美	サカモト マユミ	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
	山地 久美子	ヤマヂ クミコ	大阪公立大学現代システム科学研究科客員研究員/神戸大学地域連携推進本部特命准教授
	鍬田 泰子	クワタ ヤスコ	神戸大学大学院 工学研究科 教授
	関口 春子	セキグチ ハルコ	京都大学防災研究所 社会防災研究部門 准教授
	田中 夏美	タナカ ナツミ	大阪府女性防火クラブ連絡協議会 会長
	吉邨 幸雄	ヨシムラ ユキオ	大阪府民生委員児童委員協議会連合会 副会長
	小谷 恵美子	コタニ エミコ	大阪府女性消防団員連絡会議 代表幹事

(注)区分(災害対策基本法第15条第5項)

1号:当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

2号:当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

3号:当該都道府県の教育委員会の教育長

4号:警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長

5号:当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者

6号:当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

7号:当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

8号:自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者